

予決算議案審査 運営方法

運営方法	【パターン①】 全議員による予決算常任委員会 (分科会を活用)	【パターン②】 分科会を必要としない人数による予決算常任委員会 (10人以下)
メリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての議員が予決算の審査にかかわることができる。</li> <li>・分科会を一斉開催できるので、効率的に審査を行うことができる。</li> <li>・分科会の構成を3常任委員会の任期(2年)と合わせることで、審査に各常任委員会の専門性を発揮することができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各委員が議案全体を把握して審査することができる。</li> <li>・委員間での協議がしやすい人数である。</li> <li>・2年間の任期の中で委員会の専門性を発揮することができる。</li> </ul>
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議案全体を把握することが難しくなる。</li> <li>・委員会で分科会を設置し、分科会で審査後、委員会に報告を行うことから、審査上行わなければならない行程が増える。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予決算の審査にかかわることのできる議員が限定され、他の議員は予決算の審査を行うことができない。</li> <li>・予決算に関する所管事務調査が可能となることから、既存の3常任委員会との所管分けが困難になる。</li> </ul>